

Q 相談内容

特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）が改正され、溶接ヒュームが特化則の特定化学物質（管理第2類物質）に追加されました。改正特化則に基づき金属アーク溶接等作業場ごとに作業員の溶接ヒュームに対するばく露防止対策が必要となりますが、改正特化則の対象となる金属アーク溶接等作業場の定義等を教えてください。

A 回答

1 溶接ヒュームに関する改正特化則の施行及び適用は令和3年4月1日からです。

この改正特化則の適用となる金属アーク溶接作業場は、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）を行う次の作業場です。

- (1) 継続して行う屋内作業場
- (2) 毎回異なる場所で行う屋内作業場
- (3) 屋外作業場



2 定義について

(1) 「継続して行う屋内作業場」

屋内において特定の場所で繰り返し行っている場合、頻度に関係なく、たとえ年に数回であっても、その場所で溶接作業が行われている場所。

(2) 「毎回異なる屋内作業場」

前記(1)以外の屋内作業場所。

例えば工場で行われる保全業務は、建築中の建物の内部で行う金属アーク溶接等作業（現場の進捗とともに溶接作業場所が移動し、同じ場所で繰り返し行わないような場合）と同様に機械設備の修繕箇所は一定でないとのことであれば、年間に数回同じ工場建屋内で溶接しても、同じ場所とはみなさないとされています。

※「屋内作業場」とは、次のいずれかに該当する作業場をいいます。

- i) 作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他の遮蔽物が設けられている場所。
- ii) ガス、蒸気又は粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所。

(3) 金属アーク溶接等作業を行う作業場

前記(1)と(2)の屋内作業場及び屋外作業場。

(4) 屋外作業場等

前記(2)と屋外作業場。

(3) 作業場ごとの主な規制内容（経過措置以外は令和3.4.1より施行されています。）

① 前記2(1)

- (ア) 溶接ヒュームの濃度測定の実施（ア、イ、ウは令和4.3.31まで経過措置）
(イ) 溶接ヒュームの濃度測定結果に基づく換気装置の風量の増加等の措置
(ウ) 溶接ヒュームの濃度測定結果に基づく呼吸用保護具の選択・使用
(エ) 呼吸用保護具のフィットテストの実施（令和5.3.31まで経過措置）

継続して行う屋内作業場

② 前記2(1)+(2)

- (ア) 全体換気装置による換気の実施
(イ) 清掃等の実施

屋内作業場

③ 前記2(3)

- (ア) 特定化学物質作業主任者の選任（令和4.3.31まで経過措置）
(イ) 特定化学物質健康診断の実施（「じん肺健康診断」の実施も必要）
(ウ) 有効な呼吸用保護具の使用
(エ) その他必要な措置（安全衛生教育、ぼろ等の処理、立入禁止措置等）

金属アーク溶接等作業を行う作業場

なお、改正特化則の内容等詳細については、厚生労働省のホームページを検索するか労働基準監督署へお問い合わせください。